



文化庁広報誌「ぶんかる」キャラクター
「ぶんちゃん」



文化庁の京都移転と 今後の文化政策について

文化庁 政策課長
今井 裕一

令和5年7月20日
市町村との意見交換会

文化庁の京都移転について

文化庁 京都移転の経緯

平成28年3月

文化庁の京都移転が決定

「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）

- 外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。

平成29年4月

文化庁地域文化創生本部を京都に設置【先行移転】

平成29年7月

文化庁の京都移転の規模・移転先を決定

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（文化庁移転協議会決定）

- 文化庁・本庁を京都に置く。その職員数（定員及び定員外職員の数）は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むものとする。
- 現京都府警察本部本館を文化庁の移転先とする。

平成30年10月

京都移転を想定して、文化庁の組織を再編（部制の廃止など）

令和元年・2年

京都移転シミュレーションを実施

令和4年12月

京都府における文化庁の新庁舎整備工事の竣工



令和5年3月

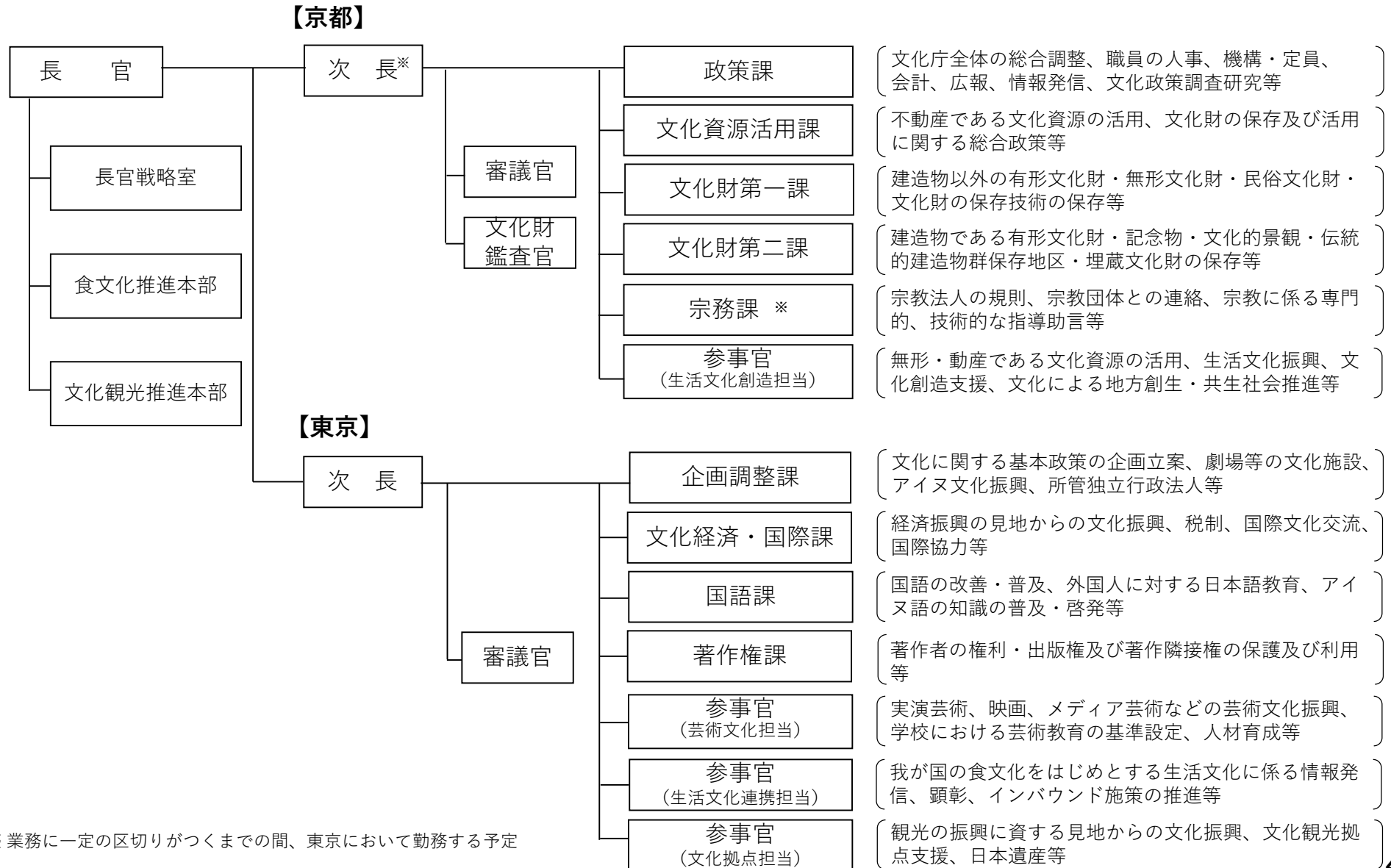
京都における業務開始

令和5年5月

京都における業務が本格稼働

文化庁京都移転に当たっての庁内体制等について

【令和5年3月27日以降の文化庁の主な体制（イメージ）】



※業務に一定の区切りがつくまでの間、東京において勤務する予定

食文化推進本部・文化観光推進本部について

文化庁の京都移転を契機として、2025年大阪・関西万博への貢献も見据え、文化庁における食文化・文化観光施策それぞれについて、文化庁長官のリーダーシップの下、関係部署相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、令和5年3月27日に、食文化推進本部・文化観光推進本部を京都に設置。

食文化推進本部

【本部員】

本部長 : 文化庁長官
本部長代理 : 文化庁次長
副本部長 : 文化財鑑査官、審議官、文化戦略官
事務局長 : 参事官（生活文化創造担当）
本部員 : 参事官（生活文化連携担当）ほか関係課長
オブザーバー : 農林水産省 外食・食文化課長、
近畿農政局経営・事業支援部長

※ 農林水産省と連携

文化観光推進本部

【本部員】

本部長 : 文化庁長官
本部長代理 : 文化庁次長
副本部長 : 文化財鑑査官、審議官、文化戦略官
事務局長 : 文化資源活用課長
本部員 : 参事官（文化拠点担当）ほか関係課長
オブザーバー : 観光庁 観光資源課長

※ 観光庁と連携

令和5年3月28日 食文化推進本部会合開催

4月4日 文化観光推進本部会合開催

4月19日 「地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について」（各都道府県・指定都市宛 文化庁長官通知）
→ 各地方公共団体に対し、両本部の設置について周知するとともに、関係部局横断での推進体制や特色ある取組について、文化庁との連携の観点から、情報提供を依頼

6月27日 食文化推進本部・文化観光推進本部合同会合開催（石川県、京都府、京都市からヒアリング）

食文化の最近の取組について

我が国の多様な食文化は、各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物であり、未来に継承すべき文化の一つである。少子高齢化、生活様式・嗜好の変化等による食生活の急激な変容、食文化の継承は喫緊の課題となっている。

我が国の食文化の振興のために、食文化の明確化・価値化に向けた食に関するわざ・習俗の歴史等についての調査を実施したり、多様な地域の伝統食やそれを支える文化財といった食にまつわる伝統文化の魅力を推進する取組を認定・支援等を行っている。

○「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業

特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対し、食文化に関する調査研究や文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」として、文化財登録に向けた調査研究、地域での保護継承、国内外への魅力発信等取組を支援し、モデル事例を創出。

・実施主体：地方公共団体、協議会、民間団体等 ・R4年度は13団体実施



R3実施：京料理【京都府】

京都に伝わる出汁を基本とする調理法によって創作される料理と、それを盛りつけ、配膳し、しつらえの中でもてなす料理文化



R3実施：味噌及び発酵調味料

【京都府立大学】
味噌は和食において歴史的・技術的に重要度が高く、地理的な特色も多様であり、日本の飲食文化の形成に寄与してきた

○食文化機運醸成事業 地域の食文化ブランド価値向上事業

我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、「100年フード」や「食文化ミュージアム」の認定を通じた食文化のブランド化を進めるとともに、HP等における情報発信等により、国民の食文化に対する理解を促進。



R3 100年フード認定
松花堂弁当



R4 100年フード認定
西京白みそ



食文化ミュージアム認定
京の食文化ミュージアム・あじわい館

○「和食；日本人の伝統的な食文化」ユネスコ無形文化遺産登録10周年

和食文化を次の世代に継承していくため、和食文化の魅力を感じてもらえるよう、関係省庁や民間団体とも連携して取り組む。

登録無形文化財

R3：伝統的酒造り（※）



こうじ造り

※R5.3 ユネスコ無形文化遺産候補として提案

R4：菓銘をもつ生菓子
（煉切・こなし）



造形のわざ（はさみ菊）

R4：京料理



しつらいと料理の組合せ

食文化推進本部

文化庁の京都移転を契機として、2025年大阪・関西万博への貢献も見据え、文化庁における食文化施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、京都に設置。（令和5年3月27日）

【第1回会合】令和5年3月28日(火)オンラインにて開催

【第2回会合】令和5年6月27日(火)石川県、京都府、京都市からヒアリング

【食文化推進本部員】

本部長：文化庁長官 本部長代理：文化庁次長

副本部長：文化財鑑査官、審議官、文化戦略官

本部員：政策課長、企画調整課長、文化経済・国際課長、
文化資源活用課長、文化財第一課長、文化財第二課長、
参事官（生活文化創造担当）、参事官（生活文化連携担当）、
参事官（文化拠点担当）

文化観光推進に係る最近の取組について

- 文化・観光・経済の好循環を目指し、「**文化についての理解を深めることを目的とする観光**」である**文化観光**を推進。
- 令和2年4月に文化庁内に文化観光推進の専門部署を設置、同年5月には**文化観光推進法**が施行。これまで**45計画**を認定し、全国各地の**文化観光拠点・地域**における創意工夫ある取組を支援。また、地域に点在する文化財を魅力的なストーリーに沿って面的に活用する**日本遺産**（Japan Heritage）事業についても、全国で**104件**を認定し、各地域における文化観光に資する活用の取組を推進。
- 令和5年3月には、企画・立案機能を強化するため、長官をトップとした**文化観光推進本部**を設置。

文化観光推進法

- 文化観光推進法に基づき、主務大臣（文科・国交）から認定された拠点計画または地域計画による事業について支援。

ex) 鑑賞しやすい展示改修といった文化資源の魅力向上、多言語による分かりやすい解説紹介、ガイドツアー事業、キャッシュレス・Wi-Fi整備等の利便性の向上など。

【取組事例】琵琶湖疎水記念館(京都市)

- ・ 展示解説の多言語化やタッチパネル式のデジタルサイネージの導入により、来訪者の理解を促進。
- ・ カフェの設置や屋外テラスの機能強化による賑わい創出のほか、館への誘客促進のため出入口の改修等による回遊性の向上を図る。



琵琶湖疎水記念館(外観)



デジタルサイネージ



カフェの設置

日本遺産

- 令和3年度より、日本遺産全体の底上げ・ブランド力の強化のため、総括評価・継続審査、候補地域の仕組みを導入。
- 受入体制の構築や上質なコンテンツ造成、複数地域での連携といった地域の魅力向上に向けた取組への支援や、国内外への戦略的な発信を実施。

【取組事例】日本茶800年の歴史散歩(京都府(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井出町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村))

- ・ 品質の良い宇治茶が飲め、宇治茶の歴史・文化・淹れ方等の説明が受けられる店舗を認定する「宇治茶カフェ」の認定店舗を拡大。
- ・ 民間業者との連携協定に基づき、観光周遊カーシェアリング事業を実施。



石寺の茶畑(和東町)



カーシェアリングの取組



宇治茶カフェの取組

地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について

「地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について」

(令和5年4月19日付 各都道府県・指定都市宛 文化庁長官通知 抜粋)

…本年3月27日からは、京都における新しい文化庁の業務を開始するにあたり、文化庁長官の下に新たに「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」を設置したところです。

両推進本部は、2025年の大阪・関西万博も見据え、庁内の多くの関係部署が関わる「食文化」及び「文化観光」施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、農林水産省や観光庁等の協力も得ながら総合的かつ効果的に推進するものです。

今後、両推進本部では、「食文化」及び「文化観光」に係る施策の全国展開を図ることをメインテーマとして、現行施策の確認・共有を図り、2025年の大阪・関西万博をターゲットにした取組の検討をはじめ、全国各地において、食文化や文化観光の推進を通じた地方創生に取り組むとともに、地方公共団体等との更なる連携方策についても検討することとしております。

既に、こうした取組を参考にして同様の組織を設置する地方公共団体があるなど、地域における検討や取組が進みつつあることを踏まえ、各地方公共団体において、食文化や文化観光の一層の振興に向けて、関係部局横断で施策を推進する体制を整えたり、地域の特徴を活かした特色ある取組を行ったりする場合には、文化庁としても連携しながら関係施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、…情報提供くださるようお願いいたします。 …

(参考)

・石川県が文化観光推進本部と食文化推進本部を設置する旨を発表（令和5年4月14日）

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/chiji/kisya/r5_4_14/1/1.html

・滋賀県が文化庁京都移転を契機として、新たに「国・県文化連携担当」を設置（令和5年4月18日）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/331292.html>

第2期文化芸術推進基本計画 及び最近の文化行政の展開

第2期文化芸術推進基本計画に基づく「文化芸術立国」の実現

- 文化芸術基本法において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めなければならないこととされている基本的な計画。
- 第1期計画期間が令和4年度で終了するため、令和5年度からの5か年を対象とした第2期計画の策定に向け、令和4年6月に文化審議会に諮問。
- 同審議会における有識者・団体ヒアリング、委員発表等を通じた集中的な審議を経て、令和5年3月に答申を受け、同月24日に閣議決定。
- 第2期計画に基づき、7つの重点取組を強力に推進し、「文化芸術と経済の好循環」を加速させ、ソフトパワーの拡大、心豊かで活力ある社会、「文化芸術立国」の実現を図る。

①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進

- 統括団体への総合支援の枠組み導入
- 活動基盤強化、自律的・持続的な発展支援
- アート市場活性化
- メディア芸術の振興（クリエイター支援、メディア芸術ナショナルセンター構想）
- 国立文化施設の機能強化



⑤文化芸術のグローバル展開の加速

- トップ芸術家の育成、戦略的な海外発信
- 日本博2.0の全国展開



※名和晃平《White Deer (Meiji Jingu)》
2020 ブロンズに塗装 Photo: Keizo KIOKU

②文化資源の保存と活用の一層の促進

- 「文化財の匠プロジェクト」の推進
- 城郭等の文化財の安定的な修理・活用
- 魅力ある地域の文化財の強靱化
- 社会全体で文化財を支える官民連携
- 「文化財修理センター（仮称）」の整備
- 建築文化の価値を確立する新たな取組



漆工品修理

⑥文化芸術を通じた地方創生の推進

- 食文化や文化観光を始めとした「伝統×創造」による新たな価値創造
- 文化観光拠点、世界遺産、日本遺産の活用
- 地域の伝統行事や芸能の振興



③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成

- 文化芸術教育の充実・改善
- 本物に触れる鑑賞・体験機会の確保
- 文化部活動の円滑な地域連携・移行



④多様性を尊重した文化芸術の振興

- 障害者等による文化芸術活動の推進
- 国語の振興、日本語教育の推進

⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

- デジタル技術を活用した文化芸術の振興
- DX時代に対応した著作権政策
- 文化芸術のデジタル・アーカイブ化



山梨県立博物館の事例（「3Dダイブシアター」）

文化の力で成長を！ パワフルな「日本博2.0」でシフトアップ

2025年大阪・関西万博へ、「日本の美と心」を発信

1. 最高峰の文化の祭典

伝統芸能、舞台芸術、音楽、メディア芸術、アートなどから厳選、国内外へ発信

2. 地域の魅力を総動員

文化×農泊×食×交通×宿×自然×スポーツ×交流×学びetc を磨き上げ
「広がり」と「奥行き」を持った真に満足出来る観光、地域のファン作り

3. 最先端のバーチャル体験

アフターコロナを見据えてリアルとバーチャルを融合、
メタバース、NFT等の先端技術を活用した、ボーダーレスで新しい鑑賞・体験

4. 若い力で未来を拓く

未来を生きる若者が参加、障害者芸術・多文化共生の推進
若者目線で、未来に持っていきたいものを創造し、鑑賞し、考える

5. ソフトパワーで日本の心を発信

海外アーティスト、文化施設等と連携して協調・交流の促進
インバウンドを含め、海外の人へ日本の美・心を伝える

2025年大阪・関西万博を機に
全国展開

令和5年 著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、①著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置、②立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能とする措置及び③著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置について定める。

改正の概要

1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

① 利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化

- ・未管理公表著作物等(集中管理がされておらず、利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認できる情報が公表されていない著作物等)を利用しようとする者は、著作権者等の意思を確認するための措置をとったにもかかわらず、確認ができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、裁定において定める期間に限り、当該未管理公表著作物等を利用することができることとする。
- ・文化庁長官は、著作権者等からの請求により、当該裁定を取り消すことで、取消し後は本制度による利用ができないこととし、著作権者等は補償金を受け取ることができることとする。

② 窓口組織(民間機関)による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化

- ・迅速な著作物等利用を可能とするため、新たな裁定制度の申請受付、要件確認及び補償金の額の決定に関する事務の一部について、文化庁長官の登録を受けた窓口組織(民間機関)が行うことができることとする。
- ・新たな制度及び現行裁定制度の補償金について、文化庁長官の指定を受けた補償金等の管理機関への支払を行うことができることとし、供託手続を不要とする。

2. 立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

① 立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等

- ・立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できることとする。

② 特許審査等の行政手続等のための公衆送信等

- ・特許審査等の行政手続・行政審判手続[※]について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることとする。
- [※]裁判手続についても、裁判手続のIT化のための各種制度改正に併せて、著作物等を公衆送信等できるよう規定の整備を行う(民訴手続については令和4年民事訴訟法等の一部改正法により措置済み)

3. 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

① 侵害品の譲渡等数量に基づく算定に係るライセンス料相当額の認定

- ・侵害者の売上げ等の数量が、権利者の販売等の能力を超える場合等であっても、ライセンス機会喪失による逸失利益の損害額の認定を可能とする。

② ライセンス料相当額の考慮要素の明確化

- ・損害額として認定されるライセンス料相当額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提に交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

施行期日

公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日(2.及び3.の改正事項は令和6年1月1日)

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

【第十七条関係】

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】

